



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 5 7 号 の 2

平成28年(2016年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

● 公 告

○町及び字の区域並びに町の名称の変更並びに  
字の区域の廃止について (市民協働推進課) 1

○土地区画整理事業の換地処分について  
(市街地再生課) 2

## 告 示

●金沢市告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により町及び字の区域並びに町の名称を変更し、並びに字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、平成28年2月13日から効力を有するものとします。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町及び字		左の区域に変更される従前の区域		
町	字	町	字	地 番
南新保町	リ	大友町	ニ	
大友1丁目		大友町	ニ	6の3、7の2～7の4、27の1、27の3～27の5、28の1～28の3、42、43の1、57、58の1～58の3、59、76の1、77の1、77の2、86、87の1の各一部 6の2、6の6、28の4、28の5、29の1、29の2、30の1～30の3、30の7、30の8、32の2～32の4、32の8、33の1～33の4、34の1～34の3、35の1～35の5、36の1～36の3、37の1～37の6、37の11、39の1～39の4、40の1～40の5、41の1～41の3、43の2、60の1～60の5、61の1～61の4、62の1～62の3、63の1～63の6、64の1～64の4、65の1、65の3、65の4、67、68の1～68の4、69の1～69の4、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1～72の3、73の1～73の3、74の1～74の3、75の1～75の3、76の2、87の2、88～91、92の1、92の2、93の1～93の3、94の1～94の3、95の1～95の3、96の1～96の3、97の1、97の2、98、1001
大友2丁目		大友町	ハ	100、101の2、127の1、128の1、128の3、129の1、145の1～145の3の各一部 124の2、124の4～124の7、125の2～125の12、126、127の2、128の2、143の5、144の3、144の5、146の1、146の2、147の1、147の2、148の1～148の5、149の1～149の3、150の2～150の4、150の6
		大友町	ニ	6の3、7の2～7の4、14の1、16の1～16の3、19の2、27の1、27の3～27の5、28の1～28の3、42、43の1、57、58の1～58の3、59、76の1、77の1、77の2、86、87の1の各一部 7の1、8の1～8の3、9の1～9の3、10の1～10の3、11の1～11の4、12の1～12の4、13の1～13の5、14の2、14の3、15の2、15の3、15の5、18の1、18の5、19の1、19の4、20の1～20の3、21の1、21の2、22の1～22の8、23の1～23の4、24の1～24の3、25の1、25の2、26の1、26の2、27の2、44～46、47の1、47の2、48の1、48の2、49の1、49の2、50の1～50の4、51、52の1、52の2、53～55、56の1～56の4、78の1～78の4、79の1～79の3、80

			の1、80の2、81の1、81の2、82~85
	近岡町		5の2、13の1の各一部 1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の2、5の3、6、7の1、7の2、8の1、8の5、8の6、8の8、9の2、14の1、70の2、70の3、71の2、71の3、71の5、72の3、72の4
大友3丁目	大友町	ハ	97の1~97の3、98の1、100、101の2、127の1、128の1、128の3、129の1、131の1、132の1、132の2、140の1、140の3、145の1~145の3の各一部 21の1、21の3、21の4、22の3、23の1~23の3、24の2、25の1~25の6、26、27の1、27の2、28の1~28の5、29の1~29の5、30、31、32の1、32の2、44の1~44の4、45の1~45の3、46の1~46の5、47の1、47の2、48の1~48の3、49の1、49の2、50の2、50の5~50の7、79の2、79の4、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1~84の3、85の1、85の2、98の2、98の3、99、129の2、129の3、130の1~130の4、131の2~131の6、141の1、141の2、142の1、142の2、143の1~143の4、144の4、144の6~144の10、151~156、1001
	大友町	ニ	14の1、16の1~16の3、19の2の各一部 15の1、15の4、16の4、17の1~17の5、18の2~18の4、19の3
	近岡町		

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

**公 告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称  
金沢市副都心北部大友土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
金沢市副都心北部大友土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日  
平成28年1月21日
- 4 換地処分の内容  
平成27年12月10日付け金沢市指令収市再第196号をもって認可した換地計画のとおり

平成28年(2016年)2月12日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)2月12日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄